

## 公益目的事業(認定法5①)

### (事業の定義とまとめ方)

今回は公益法人の公益目的事業の定義と事業のまとめ方について概説する。

### (ポイント)

- 定款における事業や目的に関する規定は、明確で具体的に定められている必要がある
- 事業をまとめ際、収益事業等は明確に区分する必要がある

### 1. 「公益目的事業」の定義(認定法2④)

公益目的事業とは、下記AとBの両方を満たす事業である。

- A 学術、芸術、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業(公益性要件)であって、  
B 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの(不特定多数要件)をいう。

Aについては個々の事業が別表各号のいずれかに該当しているかを検討する。

Bについては個々の事業が特定の者のみの利益の増進になつてないかどうかの観点からチェックポイントに沿って検討する。

上記判断にあたり、定款上の事業や目的が抽象的である場合には、当該事業が定款上の事業や目的に根拠があるか判断できない。定款における事業や目的に関する規定は、公益目的事業に即して明確で具体的に定められていることが望ましいといえる。

### A (認定法別表)

- 1.学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- 2.文化及び芸術の振興を目的とする事業
- 3.障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 4.高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- 5.勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- ：
- ：
- 22.一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
- 23.前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの

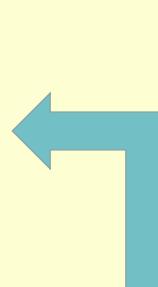
(裏面に続く)



# 公益目的事業(認定法5①)

## B 事業区分ごとのチェックポイント

事業区分	チェックポイント
(1)検査検定	.....
(2)資格付与	.....
(3)講座・セミナー・育成	.....
↓	.....
(17)主催講演	.....



具体的なチェックポイントに沿って認定(又は変更認定)書類に記載

### 講座、セミナー、育成のチェックポイント(ガイドラインより)

- ①当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ②当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。  
(注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。
- ③当該講座等および専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)にあたって、専門家が適切に関与しているか。  
(注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。
- ④講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。

## 2. 事業のまとめ方

- (1)事業については、事業の実態等から類似、関連するものであれば、細分化されたものを適宜まとめることも可能である。
- (2)事業をまとめると際しての留意点
  - ①事業をまとめた結果、複数の事業区分に該当する場合には、該当する複数の事業区分のチェックポイントを用いて説明する必要がある。
  - ②収益事業等は明確に区分する必要がある。
  - ③申請書類においては、事業をまとめた理由を記載する。

(朝日税理士法人 公益法人チーム編集)

### シリーズ:社団・財団法人の実務家のひとこと

#### 〈新型コロナの影響〉

新型コロナウィルスの影響により、公益/一般社団・財団法人も多くの影響を受けた。事業運営の中でイベントや講座、セミナー、シンポジウムなどが中止や延期、開催方法の変更(会場やスペースの確保、感染予防対策など)があった。事務局等役職員が出勤できず、テレワークや時差出勤、交替勤務などの対応が要求された。3月決算で4月から6月までの理事会や評議員会、総会など会議体の開催も書面決議や開催方法の変更に迫られた。景気や状況悪化に伴い、寄附金や会費等の収入減少が見られた、もしくは今後見込まれるなど多くの影響があった。感染数の増大もある中で、新型コロナとは共存していかねばならず、今後も公益/一般法人として対応をしていかなければならない。決算時には人海戦術で凌ぐことが精一杯だったとしても、法人として抜本的な制度としての対応は不可欠になろう。3月決算が一段落した段階で、この数ヶ月の対応状況に鑑み、必要な反省を踏まえ、今後の対応施策を検討することは重要になると考える。

朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、社団・財団法人向け的一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。